

●香川県告示第109号

平成22年香川県告示第145号（県税に係る徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成30年4月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
委託した相手方	委託内容	委託期間	委託した相手方	委託内容	委託期間
略			略		
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	県税収納事務	<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</u>	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	県税収納事務	<u>平成28年4月1日から平成30年3月31日まで</u>
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港町1丁目8番27号	<u>加盟店舗における県税の収納</u>	<u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</u> <u>ただし、期間満了の1月前までに各協定当事者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。</u>	株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	<u>直営店舗及び加盟店舗における県税の収納</u>	<u>平成19年4月2日から平成22年3月31日まで</u> <u>ただし、期間満了の1月前までに各協定当事者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。</u>
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	<u>直営店舗及び加盟店舗における県税</u>	<u>平成19年4月2日から平成22年3月31日まで</u>	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	同上	同上

東京都千代田区二番町8番地8	<u>の収納</u>	<u>ただし、期間満了の1月前までに各協定当事者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。</u>
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	<u>同上</u>	略
略		

東京都千代田区二番町8番地8		
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	<u>直営店舗及び加盟店舗における県税の収納</u>	略
略		